

千葉市地域防災計画

災害応急対策編

第3章 大規模事故災害対策計画

平成22年3月修正

千葉市防災会議

目 次

[災害応急対策編]

第3章 大規模事故災害対策計画	大 1
第1節 応急活動体制	大 2
第1 大規模事故等災害警戒本部の設置	大 2
第2 市（区）災害対策本部の設置	大 3
【事故災害種別対策】	大 4
第1節 大規模火災対策計画	大 5
第1 基本的な考え方	大 5
第2 予防計画	大 5
第3 応急対策計画	大 9
第2節 危険物等災害対策計画	大 14
第1 基本的な考え方	大 14
第2 予防計画	大 14
第3 応急対策計画	大 16
第3節 海上災害対策計画	大 21
第1 基本的な考え方	大 21
第2 予防計画	大 22
第3 応急対策計画	大 26
第4節 航空機災害対策計画	大 31
第1 基本的な考え方	大 31
第2 予防計画	大 31
第3 応急対策計画	大 32
第5節 鉄軌道災害対策計画	大 34
第1 基本的な考え方	大 34
第2 予防計画	大 34
第3 応急対策計画	大 34
第6節 道路災害対策計画	大 41
第1 基本的な考え方	大 41
第2 予防計画	大 41
第3 応急対策計画	大 42

第3章 大規模事故災害対策計画

節	計 画 名	ページ
1	応急活動体制	大 2

第1節 応急活動体制

担 当	市関係組織	各部（局）及び区本部（区）
--------	-------	---------------

第1 大規模事故等災害警戒本部の設置

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市（区）災害対策本部の設置までに至らない場合は、関係局区が連携し応急活動を実施するため大規模事故等災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し対応する。

1 警戒本部設置基準

- (1) 大規模事故災害により、相当の被害が発生し、又は相当の被害が予想される災害で、市災害対策本部の設置に至らないとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2 構成局区及び警戒本部長等

警戒本部の構成は、市民局、消防局、関係区及び災害種別、規模に応じた関係局とし、警戒本部長は市民局長、警戒副本部長は市民部長とする。



3 設置場所及び事務局

警戒本部の設置場所は、市民局（市民部総合防災課）に設置とする。

なお、情報収集及び応急措置対応等のための事務局を市民部総合防災課に置く。

4 所掌事務

警戒本部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 防災関係機関等からの情報収集
- (3) 初期緊急応急対策計画の検討・実施
- (4) 計画を実施するための適切な配備体制の検討
- (5) その他市長からの特命事項

5 警戒本部の廃止

市民局長は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき、警戒本部を解散することとする。

第2 市（区）災害対策本部の設置

市長は、下記の災害対策本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の規定及び千葉市災害対策本部条例に基づき、千葉市災害対策本部（以下「本部」という。）及び区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。

1 市（区）本部設置基準

- (1) 市長は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり総合的な応急活動を必要とするときは、市（区）本部を設置することができる。
- (2) 区長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のため必要があると認めたときは、本部が設置されていない場合においても、区本部を設置することができる。この場合において、区長は、区本部の設置について速やかに市長に報告する。

2 設置場所

市長は、防災対策活動を推進するために必要と認めたときは、市長が指定する場所に本部を設置するとともに、各区役所庁舎に区本部を設置する。

3 本部の廃止

本部長又は区本部長は、災害が発生する危険が解消したと認め、災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部又は区本部を廃止する。

4 本部の組織等

災害対策本部の配備体制等については、災害応急対策編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

【事故災害種別対策】

節	計 画 名	ページ
1	大規模火災対策計画	大 5
2	危険物等災害対策計画	大 14
3	海上災害対策計画	大 21
4	航空機災害対策計画	大 31
5	鉄軌道災害対策計画	大 34
6	道路災害対策計画	大 41

第1節 大規模火災対策計画

第1 基本的な考え方

大規模火災は、高層建築物（デパート等含む）や密集市街地における延焼拡大による大規模火災を想定しており、このような火災が発生した場合には、多数の死傷者等が発生するおそれがあるため、総合的な予防計画と出火時における被害軽減を図るための応急対策を定める。

また、地形・水利等の関係から通常の火災と異なり広範囲な火災のおそれがある林野火災についても、計画に定める。

第2 予防計画

担	市関係組織	都市局、建設局、消防局、市民局、経済農政局、各区
当	関係機関	自主防災組織等住民、千葉市防災普及公社、各事業所等

1 建築物の不燃化促進

(1) 公共建築物の不燃化の促進

ア 公共建築物については、耐震耐火建築物として建築する。

イ 庁舎及び多数の市民が利用する施設、市民の避難所となる学校等の施設、福祉施設等の公共建築物は建替や改築計画との整合性を図り、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震耐火性を考慮した改修等を推進する。

(2) 市営住宅等の耐震不燃化促進

市営住宅等のうち、老朽化した木造住宅、準耐火構造住宅をはじめ、狭小化、老朽化した耐火構造住宅などについては、公営住宅法に基づき居住環境及び都市防災性能の向上を図るため、耐震耐火建築とした公営住宅の建替を促進する。

(3) 一般建築物の不燃化の促進

ア 新築建築物に対しては、建築基準法による耐震耐火基準に基づき、適切な設計、施工の建築指導を行い、耐震耐火性の向上を図る。

イ 都市の不燃化及び建築物の安全性を確保するため、「住宅金融支援機構法」による融資制度等により、共同住宅、寄宿舍、一般個人住宅等を耐震耐火建築物とするよう指導し、不燃化を促進する。

2 都市の防火構造化の促進

大規模火災による人的及び物的被害を軽減するため、避難機能や延焼防止機能を充実することなどにより、市街地を災害に強い都市構造へと段階的に改善していくことが必要不可欠である。

このため、次の対策を中心とした都市の防災構造化を推進する。

(1) 避難場所・避難路等の整備

大規模火災等による市街地大火から生命・身体を守るため、避難機能の確保に努めることとし、

幹線道路や公園緑地等の都市の骨格を形成する施設の整備を一層促進する。

(2) 延焼遮断帯等の整備

延焼危険性のある建築物が連続した市街地等については、火災の延焼拡大を防止するとともに避難機能を確保するため、延焼遮断帯等を適切に配置することが必要である。

このため、火災の延焼防止機能、災害時の避難路機能及び被災地への物資等運搬のための緊急輸送機能等を有している幹線道路等の整備を推進するとともに、街路樹等については、耐火性樹種の植樹に努めるほか、これら都市施設周辺の建築物の不燃化を促進する。

さらに、公園緑地等の整備により市街地の防災機能の向上を図る。

(3) 防火・防災区画の整備

地区の安全性を向上し火災発生を抑制するため、面的な整備手法である土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、狭隘な道路に面して建て込んだ老朽木造住宅等による延焼危険度が高い市街地について更新を図る。

なお、これら面的整備事業の適用が困難な地区については、協調建替や共同建替を促進させるほか、防災機能を重視した生活道路整備の計画化・事業化を進める等、地区の安全性の向上に資する各種事業を重層的に活用することなどにより、地区の防災性の向上に努める。

(4) 防火地域・準防火地域の指定

本市の商業地域及び近隣商業地域については、全て防火地域又は準防火地域の指定を行っているが、その他の地区であっても、出火危険度や延焼危険度が高い市街地等、地域的に不燃化を必要とする地域については、防火地域及び準防火地域の計画的な指定に努め、市街地の不燃化を一層促進する。

防火地域及び準防火地域指定の現況

指定区分	地 区 名	面積計
防火地域	中心部、土気地区及び幕張新都心地区の一部	272ha
準防火地域	商業地域及び近隣商業地域で防火地域に指定されている以外の地域と、幕張新都心・蘇我副都心地区の一部	768ha

(5) まちづくり関連情報等の整備

市民による自主的なまちづくり活動等について支援を検討するほか、災害に強いまちづくりのための資料や図書等の情報整備に努める。

3 高層建築物等の防火対策

高層建築物は、火災発生時に避難及び火災防衛活動に困難をきたすことから消防法等の設置基準に基づき消防用設備等を設置し、発災時に消防設備等が正常に機能するよう体制を整備し、消防訓練を実施する。

これらの業務を適切に実施するため、防火管理者を定め防火管理業務を適切に実施する。

なお、防災センターを有する防火対象物は、総合操作盤等の消防用設備の操作及び災害対応行動がとれるよう、自衛消防業務に従事する職員に講習を受講させる。

また、管理権原が分かれる防火対象物は、防火管理業務及び自衛消防活動等が一体的にできるよう、各管理権原者による共同防火管理協議会を設置して協力体制を確立するとともに、防火対象物の実態に即した防火管理ができるよう協議の上、決定し実行する。

協議すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 防火対象物の管理について、権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運営に関すること
- (2) 共同防火管理協議会の代表者の選任に関すること
- (3) 統括防火管理者の選任及び当該統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること
※統括防火管理者
政令で定める防火対象物の防火管理者となるべき資格を有する者のうち、防火対象物の全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者
- (4) 防火対象物全体に渡る消防計画の作成並びにその計画に基づく消火通報避難の訓練の実施に関すること
- (5) 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防災区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- (6) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- (7) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること
- (8) その他共同防火管理上必要な事項

4 市民等の防火・防災体制の強化

大規模火災を未然に防止するとともに、出火時における適切な対応により被害を最小限に食い止めるためには、市民一人ひとりの防火・防災知識を高めていくことが必要である。このため、下記により市民等への防火・防災意識の普及・啓発に努めていく。

(1) 防火・防災意識の普及・啓発

各種メディア、広報誌等を活用し、市民に対し防火・防災意識を普及・広報するとともに、相互に緊密な連絡を保ち防火意識の向上と地域自主防火活動への積極的参加を進める。

ア 市政だより・みどり千葉・啓発冊子やビデオ等による防災知識の普及を図る。

イ 講演会、講習会等による防災知識の普及を図る。

ウ インターネット等各種マスメディアを活用し防災知識の啓発を図る。

エ 春・秋の火災予防週間及び山火事予防週間を中心にポスター・看板等を掲示し、火災予防に対する啓発を図る。

オ 連続放火火災発生時には、発生状況等の情報を市民に提供する。

市は、地域が一体となり「放火させない、放火されない、放火されても大事に至らない」防災体制づくりに努める。

(2) 初期消火技術等の指導

被害の防止又は軽減を図るため、地域住民に対し、初期消火、避難誘導、救出など防火活動が組織的に行えるよう指導する。

(3) 応急手当の普及

適切な応急手当は、傷病者の救命効果を向上させる上で重要なことから、応急手当の方法等について、講習・防災訓練等を通じ、知識及び技術習得の指導を行う。

(4) 地域における防災・防火対策の推進

自主防災組織の結成を引き続き促進するとともに、町内自治会や自主防災組織等に対して、防災訓練等を通じ、災害時に的確に防災活動ができるよう指導・助言を行う。

また、事業者は、自主的な防災組織の編成に努め、周辺地域の住民と連携・協力して地域の安全に積極的に寄与するものとする。

5 森林所有者等の防火対策

(1) 伐採の励行

森林所有者は造林にあたっては、消火活動に資するため、枝打ち・間伐・伐採などの励行を図る。

(2) 下草処理の強化

森林所有者は火災による延焼防止を図るため、下草刈りを実施する。

(3) 巡回監視

市は、市内の森林地域を適宜巡回する。

6 火災予防査察

各事業所等における火災発生危険、火災発生時の人命危険及び延焼拡大を防止するため、年間査察計画を作成し計画的に実施する。

7 警戒広報の実施

(1) 火災警報

千葉市火災予防条例に基づく、火の使用制限に係る警戒広報を実施する。

(2) 異常気象注意報

千葉市火災予防条例に基づく、火の使用制限に係る予防・警戒広報を必要により実施する。

8 火の使用制限等

(1) 火災予防条例による火の使用制限

ア 一定の場所における喫煙・たき火等の制限

劇場、映画館等の舞台・客席や百貨店、スーパーマーケット等の売り場及び文化財等での喫煙の制限や可燃性の物品その他可燃物の近くにおけるたき火の禁止などを規定し、これを遵守するよう指導する。

イ 火災に関する警報発令中における火の使用制限

火災に関する警報が発令された場合の火の使用について下記事項を遵守するよう指導する。

- ・山林、原野等において火入れをしない。
- ・煙火を消費しない。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしない。

- ・屋外においては、可燃性の物品その他可燃物の付近で喫煙しない。
- ・残火、取り灰又は火の粉を始末する。
- ・屋内において裸火を使用するときは、窓、出入り口等を閉じて行う。

(2) 火入れ許可制の励行

火入れの許可を受けようとする者に対し、森林法及び火入れに関する条例を遵守するよう指導するものとする。

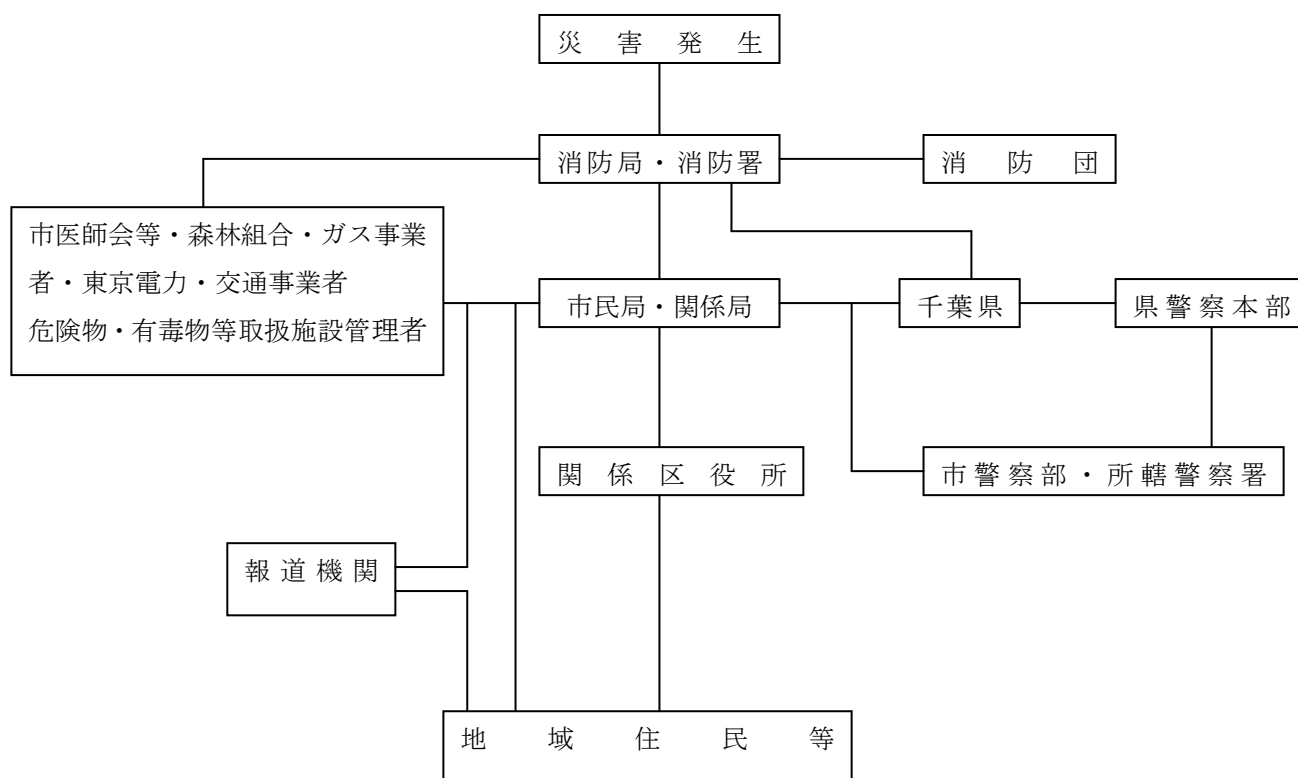
第3 応急対策計画

担 当	市関係組織	市民部（市民局）、消防部（消防局）、保健福祉部（保健福祉局）、 区本部（区） ※森林火災時は経済農政部（経済農政局）も含む
	関係機関	消防団

1 情報の収集・伝達

(1) 大規模火災における情報連絡系統の原則

本市及び防災関係機関等との情報連絡系統は次のとおりである。



(2) 気象情報の収集・伝達

火災の拡大の要因となる、強風・乾燥注意報及び暴風警報等の情報収集を行い、消火活動・避難誘導等に活用する。

ア 強風注意報

強風による被害が予想される場合に注意を喚起する予報
 (平均風速が陸上 13 m/s 以上、海上 15 m/s 以上)

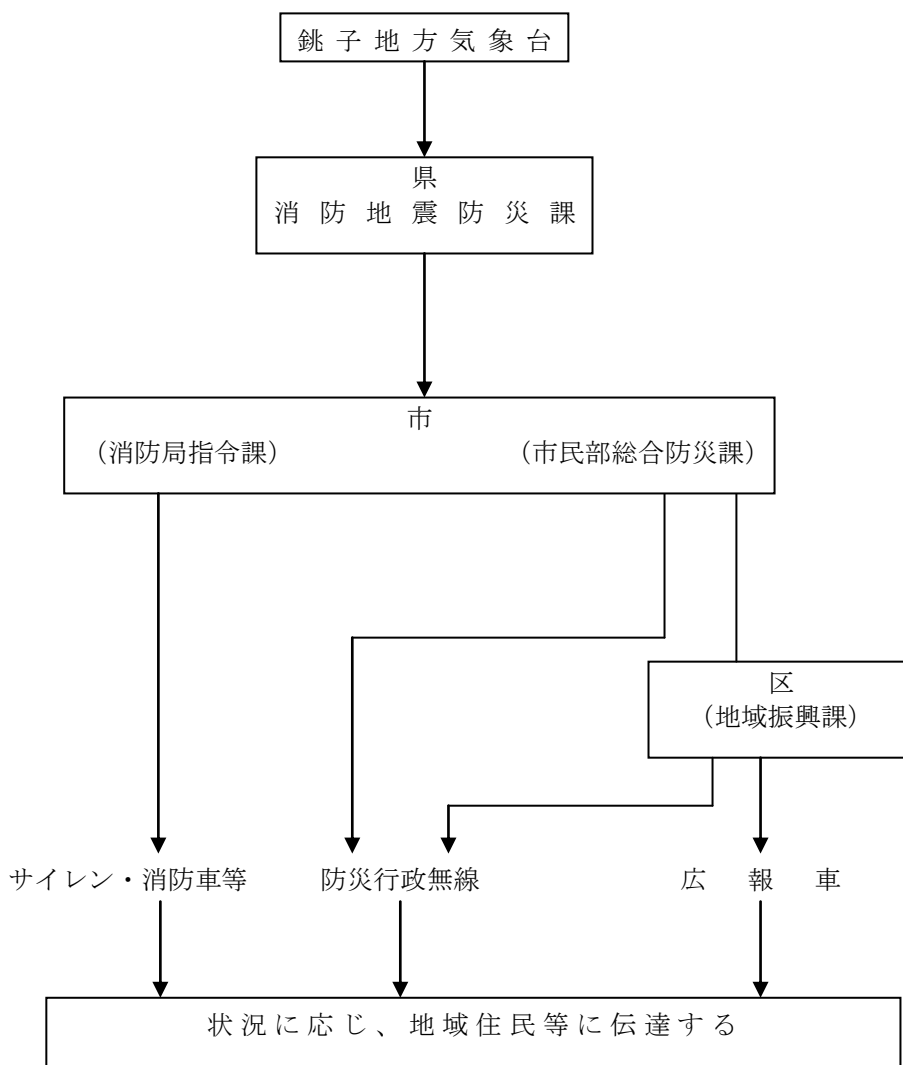
イ 乾燥注意報

空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合に注意を喚起する予報
 (最小湿度 30%以下で 実効湿度 60%以下)

ウ 暴風警報

暴風による重大な災害が予想される場合の警報
 (平均風速が陸上 20 m/s 以上、海上 25 m/s 以上)

エ 収集体制系統



2 消防活動

(1) 災害対策本部等の設置

消防部長（消防局長）は、大規模火災及び大規模事故災害が発生したときは、直ちにその旨を千葉市長へ報告するとともに、消防局に「消防対策本部」、各消防署に「方面指揮本部」を設置し、情報・連絡体制をとる。

(2) 応急活動体制

ア 消防局（署）配備体制

災害規模に応じた消防部隊の増強を図る。

イ 情報連絡体制の確立

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を消防隊及び航空隊等により、収集するとともに被害規模に関する概括的情報について必要な関係機関への連絡通報を行う。

(3) 警戒区域の設定

ア 火災警戒区域

事故等により火災が発生するおそれが大きく、又は火災が発生し、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、警戒区域を設定し、設定した区域における火気の使用の禁止及び応急対策従事者以外の者の立入りを制限若しくは禁止したり、当該区域からの退去を命じることができる。

イ 消防警戒区域

火災現場における活動の確保を図るため、警戒区域を設定し、設定した区域内における応急対策従事者以外の者の立入りを制限若しくは禁止したり、当該区域からの退去を命じることができる。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法令
消防局長・消防署長	火 災	事故等により火災のおそれ著しく大きいとき（火災警戒区域）	消防法第 23 条の 2
消防吏員・消防団員	水災を除く災害全般	災害現場における活動確保を主目的に設定（消防警戒区域）	消防法第 28 条・36 条第 7 項

(4) 消火活動

災害出動計画表に基づき、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

災害出動計画表

	第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
普通火災	署指揮統制車 1隊 消防車 6隊 救助工作車 1隊 救急車 1隊	第1出動車両 + 消防車 4隊 ヘリコプター1機	第2出動車両 + 消防車 4隊	第3出動車両 + 消防車 4隊
中高層建物火災	第1出動車両 + 梯子車 2隊 ヘリコプター1機	第2出動車両 + 必要数の梯子車を 特命出動	第3出動車両 + 必要数の梯子車を 特命出動	第4出動車両 + 必要数の梯子車を 特命出動
危険物火災	第1出動車両 + 化学車 3隊	第2出動車両 + 化学車 5隊 ヘリコプター1機	-	-
		特別第1出動		特別第2出動
石油コンビナート等 特別防災区域火災	梯子車・高所放水車 3隊 署指揮統制車 1隊 消防車 8隊 化学車 3隊 原液搬送車 2隊	救助工作車 1隊 救急車 1隊 消防艇 1隊 ヘリコプター 1機	特別第1出動車両 + 消防車 4隊 梯子車 2隊 化学車 2隊	

	危険物第1出動	危険物第2出動
高速道路等 危険物出動	署指揮統制車 1隊 消防車 4隊 化学車 3隊 救助工作車 1隊 救急車 1隊 ヘリコプター 1機	第1出動車両 + 消防車 2隊 化学車 2隊

	NBC災害特別第1出動	NBC災害特別第2出動	NBC災害特別第3出動
NBC災害特別出動	署指揮統制車 1隊 特殊災害対応車 1隊 消防車 5隊 救助工作車 1隊 支援車 1隊 呼吸器充填車 1隊 救急車 1隊	NBC災害特別第1出動車両 + 消防車 3隊 救急車 4隊 救助工作車 1隊	NBC災害特別第2出動車両 + 消防車 2隊 救急車 6隊 救助工作車 1隊

	救急特別第1出動	救急特別第2出動	救急特別第3出動
救急特別出動	署指揮統制車 1隊 消防車 3隊 救急車 4隊 救助工作車 1隊 ヘリコプター 1機	救急特別第1出動車両 + 消防車 3隊 救急車 6隊 救助工作車 1隊	救急特別第2出動車両 + 消防車 4隊 救急車 4隊 救助工作車 1隊

	救助特別第1出動	救助特別第2出動
救助特別出動	署指揮統制車 1 隊	救助特別第1出動車両
	消 防 車 5 隊	+
	救 急 車 7 隊	署指揮統制車 2 隊
	救助工作車 2 隊	消 防 車 5 隊
	特命救助車 1 機	救 急 車 7 隊
	ヘリコプター 1 機	救助工作車 2 隊
		特命救助車 3 隊

※特命救助車

大型油圧救助器具を積載した消防車

(5) 消防団の活動

活動の基本

- ア 活動範囲は原則として、管轄区域を優先する。
- イ 受令機等を活用し、情報収集を行い、災害状況を把握し活動の基本とする。
- ウ 活動は、管轄署本部及び消防部隊等と連携を密にして行い、管轄署の指揮下に入る。

(6) 他都市消防機関等への応援要請

千葉県緊急消防援助隊受援計画・千葉県広域消防応援協定・東京湾消防相互応援協定等の応援計画に基づき、消防部長（消防局長）が他都市の応援を必要と認める場合は、直ちに千葉市長へ報告し応援要請を申請する。

- ア 千葉市・習志野市消防相互応援協定
- イ 千葉県広域消防相互応援協定
- ウ 東京湾消防相互応援協定
- エ 千葉海上保安部と千葉市との業務協定
- オ 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定
- カ 千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線設備の管理運営に関する協定
- キ ガス災害防止対策の業務に関する協定
- ク 航空機消防相互応援協定
- ケ 館山自動車道消防相互応援協定
- コ 消火薬剤の共同備蓄に関する協定

第2節 危険物等災害対策計画

第1 基本的な考え方

市内には、危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵所、取扱所等が多数ある。

これらの施設については、関係法令等により保安監督者、保安責任者等施設の保安に関する責任者が定められ、自主防災体制強化が図られているが、突発性の事故等による火災、爆発、発散、漏えい等から甚大な被害を生じるおそれがある。

また、毒劇物についても保有施設等からの流出等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれがあるため、これら危険物等について予防対策及び災害時における応急対策を定める。

なお、石油コンビナート等特別防災区域として、政令指定された京葉臨海中部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づき行う。

※石油コンビナート等特別防災区域（資料4-4）

第2 予防計画

担	市関係組織	消防局、保健福祉局
当	関係機関	危険物、有毒物等取扱施設

1 関係法令の遵守

危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物の取り扱い及び取り締まりは、下記の法令により定められており、これを遵守するものとする。

危険物	消防法、危険物の規制に関する政令
火薬類	火薬類取締法
高圧ガス	高圧ガス保安法
毒劇物	毒物及び劇物取締法

2 事業所における防災体制の整備

事業所等は、各種法令を遵守するとともに、自己の責任において防災体制を整備し、下記の事項についてあらかじめ定め災害予防に万全を期する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成及び各班の業務分担を明確にする。

(2) 通報体制の確立

緊急時の通報体制を事前に定めるとともに、被害状況を迅速かつ正確に把握し、防災関係機関等への通報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害の予防・鎮圧等のため、関係事業所間で防災要員及び防災資機材等の相互応援体制を確立する。

(5) 保安教育の実施

施設関係者に対し、定期的に保安教育を行い、取り扱う危険物等に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(6) 防災訓練の実施

事業所と防災機関等が一体となり、総合的な訓練を実施し、防災関係技術の向上を図る。

(7) 防災資機材の整備

ア 防災資機材及び設備を定期的に点検し、維持管理に努める。

イ 大規模災害を想定し、事業所外部から資機材等を調達する体制を整備する。

3 消防局等防災関係機関における事前の防災対策

防災関係機関は、災害発生時に円滑な活動を行うため下記事項について、事前対策を定めておくものとする。

(1) 危険物施設等の把握と防災計画の策定

危険物施設等の実態把握と取り扱う危険物等の性質を把握するとともに、消防庁と結ばれている「危険物災害等情報支援システム」等を活用し、法に基づく防災計画を策定する。

※危険物災害等情報支援システム

消火が困難な物質、人体に有毒な物質等その取扱いを誤ると危険な化学物質に係る災害が発生した際に、災害現場に消防活動上必要な情報を迅速かつ効果的に提供することのできるシステム

(2) 監督指導の強化

ア 危険物施設に対する立入検査等の実施

・消防法に基づいて立入検査を実施し、技術上の基準に適合していることを確認する。

・危険物施設からの災害を未然に防止するため、計画的に立入検査を実施する。

イ 危険物施設を有する事業所等に対し、事故防止等に関する安全化指導

危険物施設の点検を含めた防火管理体制や事故防止等に関し、積極的に事業所等の安全化について指導を実施する。

ウ 毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱責任者は、毒物・劇物の流出によって住民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれのあるときは、直ちに保健所又警察署、消防署に届け出るよう徹底させる。

(3) 消防体制の強化

ア 消防法が定める危険物施設の実態把握

災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる施設等について、消防法に基づき、適時立入検査を実施する。

イ 警防計画の策定

消防活動を効率的に実施するため、事前計画に基づき警防計画を策定する。

(4) 防災教育の実施

ア 危険物施設等の管理者に対し、事故発生時における対応計画を策定指導する。

イ 危険物施設等の管理者に対し、事故発生時における付近住民等に与える影響等を把握するための研究に着手するよう指導する。

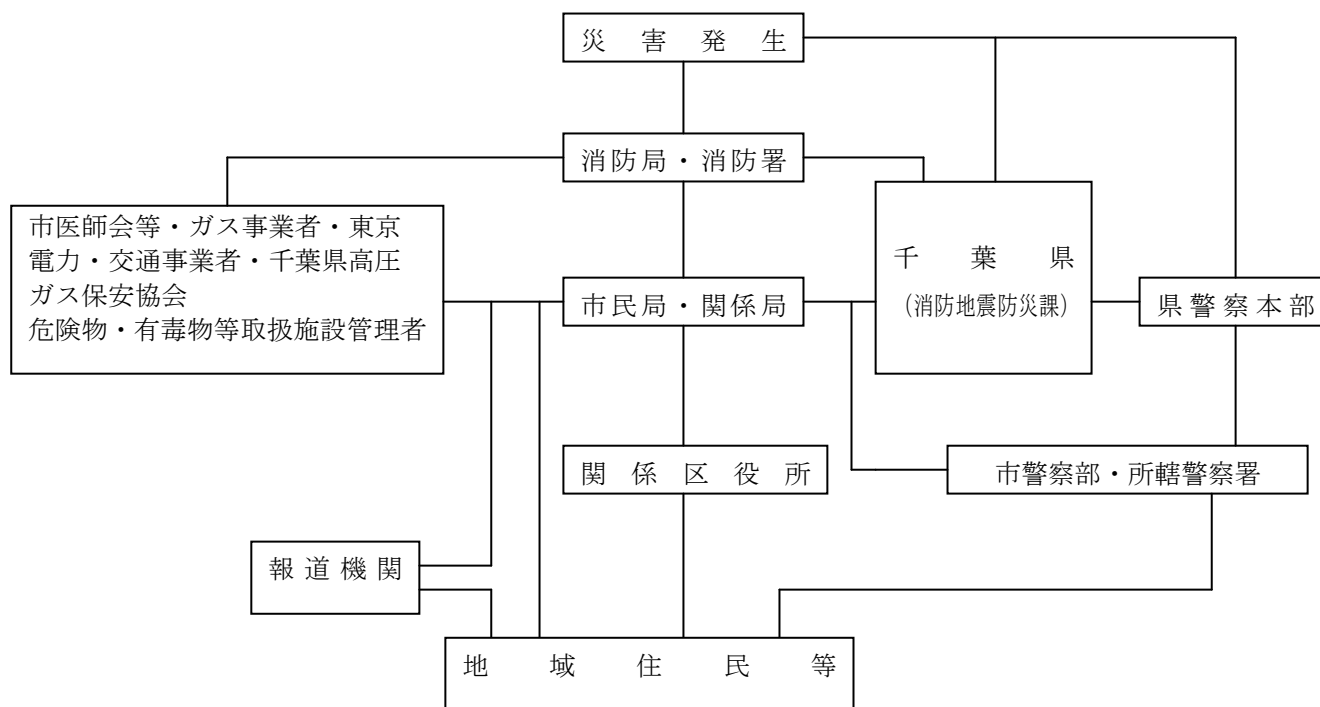
第3 応急対策計画

担 当	市関係組織	市民部（市民局）、消防部（消防局）、保健福祉部（保健福祉局）、 環境部（環境局）、区本部（区） ※道路上における危険物等輸送車両による発災時は建設部（建設局） も含む ※鉄軌道上における危険物等輸送車両による発災時は都市部（都市局） も含む
	関係機関	危険物、有毒物等取扱施設

1 情報の収集・伝達

危険物等災害時における情報連絡系統の原則

本市及び防災関係機関等との情報連絡系統は次のとおりである。



2 施設責任者及び各関係機関が行う応急対策

(1) 高圧ガス（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

- (1) 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させるなどの安全措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は、安全な場所に移動する。
- (3) 上記の措置を講じることができないときは、従事者及び必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- (4) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼす恐れのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガスの保有量並びに保有位置等について報告する。

— 応急対策（消防部） —

- (1) 必要に応じて保安措置等について、指導を実施する。
- (2) 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織（高圧事業者の相互応援組織）及び事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに消防活動を実施する。

— 応急対策（警察署） —

- (1) 警察署は、市、道路管理者及び交通機関に通報する。
- (2) ガスの種類、性質及び気象条件等を考慮して広報活動を推進する。
- (3) ガス爆発の危険性がある場合その他必要と認める場合は、第二次関係機関等（県知事、指定地方行政機関等）に通報する。
- (4) その他危険物施設の応急対策計画に準ずる。

(2) 石油類等危険物（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

- (1) 発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器等は安全な場所へ移動する。
- (3) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認めたときは、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量並びに保有位置等について報告する。

— 応急対策（消防部） —

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動を行うとともに、タンク破損による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。

— 応急対策（警察署） —

- (1) 災害が発生し、又は、被害拡大のおそれが予想される時は、警察官を派遣し情報収集に努める。
- (2) 消防隊、施設関係者と協力して、初期防災活動を推進する。
- (3) 警戒区域を設定し、施設周辺住民の避難誘導及び広報活動を実施する。
- (4) 負傷者の救出、救助活動を推進する。

(3) 火薬類（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近付くことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈めるなど安全な措置を講じる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講じる。
- (4) その他法令に定める安全措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の火薬類等の保有量並びに保有位置等について報告する。

— 応急対策（消防部） —

- (1) 火災に際しては、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。
- (2) 施設の責任者及び現場の警備責任者（警察官）と連携して、応急対策の実施にあたる。

— 応急対策（警察署） —

- (1) 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れがある場合には、施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 搬出の余裕がない場合には、爆発により危害を受けるおそれがある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講じる。

(4) 毒物・劇物（保管施設）

—応急対策（施設の責任者）—

- (1) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認めたときは、従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。

—応急対策（消防部）—

- (1) 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にし、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。

—応急対策（環境部、保健福祉部）—

- (1) 保管施設等の責任者に対して、危害防止のための応急対策を講じるよう指示し、その毒物・劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、警察及び消防機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。
- (2) 危険区域は、危害の恐れが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒措置を講じて、早急に復旧するように努める。
- (3) 危険区域の立入り禁止の解除にあたっては、消防部（局）及び警察署と十分な連絡をとり、混乱のないように措置する。

—応急対策（警察署）—

- (1) 中毒防止方法の広報活動を実施する。
- (2) 施設の管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。
- (3) その他危険物保管施設の応急対策計画に準ずる。

(5) 危険物等輸送車両等

—応急対策（消防部）—

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

—応急対策（警察署）—

- (1) 警察署は、輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

—応急対策（JR貨物）—

- (1) 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに消防、警察等の関係機関へ通報する。

— 応急対策（海上保安部） —

関係事業所の管理者及び船主、代理店などに対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。

- (1) 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策
- (3) 港内における危険物とう載船舶には、必要に応じた移動命令又は航行の制限若しくは禁止
- (4) 港長公示第 51-2 号（昭和 51 年 9 月 20 日）に基づく下記事項に関する規制の強化
引火性危険物積載船から 30m 以内海面への他の船舶の接近、接航の制限

3 環境保全対策

(1) 大気の保全

危険物等災害では、各方面に多大な被害を与えるが、市民生活を支える環境面においても大きな影響を及ぼすことが想定される。

このため、事故発生後、速やかに大気環境汚染物質の実態調査を実施し、環境影響を把握するとともに、必要により、事故発生事業者及び市民への環境情報提供、二次災害発生防止に努める。

- ・発生事業所の実態調査（二次災害の防止）
- ・大気環境汚染物質の実態調査
- ・悪臭調査
- ・有害化学物質の実態調査

(2) 水質の検査

危険物等災害では、各方面に多大な被害を与えるが、市民生活を支える環境面においても大きな影響を与えることが想定される。

このため、事故後水質等の環境汚染実態調査を実施し、二次災害の発生防止に努めるとともに汚染物質の除去等について、適正な改善がされたことの状況確認を行う。

- ・発生事業所の緊急実態調査（二次災害の防止）
- ・河川等の公共用水域の水質調査（健康項目・生活環境項目）
- ・地下水水質調査（健康項目）

第3節 海上災害対策計画

担当	市関係組織	経済農政部（経済農政局）、財政部（財政局）、市民部（市民局）、下水道部（下水道局）、都市部（都市局）、保健福祉部（保健福祉局）、環境部（環境局）、消防部（消防局）、区本部（中央区、美浜区）
	関係機関	千葉海上保安部、千葉運輸支局、関東地方整備局千葉港湾事務所、千葉市警察部、水上警察隊、千葉地域整備センター千葉港湾事務所、東京湾排出油等防除協議会、千葉管内排出油等防除協議会、海上保安協会千葉支部、千葉港運協会、東京湾海難防止協会、関東海事広報協会千葉支部

第1 基本的な考え方

1 策定の方針

特定重要港湾である千葉港を市域の南西部に抱える本市周辺の海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある事態並びに船舶の衝突等によって大量の油・危険物等が流出し、船舶乗込み者及び影響を受ける住民等の保護並びに環境保全対策を必要とした場合の本市の体制を策定する。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

※石油コンビナート等特別防災区域（資料4-4）

2 港湾の現況

産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約130kmに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800haの日本一広い港湾である。

本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾に指定され、現在本港の主要産業が東京湾内の産業に占める割合は、石油化学製品（エチレン）生産能力の約70%、石油精製能力の45%、ガス販売量の約40%、粗鋼生産量の約25%と、千葉県はもとより全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。

近年は、工業港としての機能に加え、平成6年より千葉港中央地区で外貿コンテナの取扱いが始まるなど、流通港湾としての役割も大きくなっており、地域経済や市民生活はもとより、我が国経済の発展と安定を支える国際貿易港としても重要な役割を果たしている。

貨物取扱量は全国第2位（1億6,514万トン、平成20年）、貿易額は全国第8位（6兆8,521億円、同）となっている。

また千葉港は、人工海浜6箇所（約6.5km）や親水公園・緑地15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。

管理機関は、千葉県千葉地域整備センター千葉港湾事務所と千葉県葛南地域整備センター葛南港湾事務所である。

千葉港の概要

公共主要施設	対象船舶	港格	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,080m (91バース) ・物揚場等 総延長6,512m ・ガントリークレーン2基 	300～30,000 重量トン※	特定重要港湾※	<ul style="list-style-type: none"> ・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第2位の国際貿易港

※注 重量トン : ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。
 重要港湾 : 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾。
 特定重要港湾 : 重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な政令で定められた港湾。

第2 予防計画

1 安全航行の啓発

経済農政局経済部は、海上保安協会千葉支部が実施している海難防止、海上交通安全、海洋環境保全等の講習会における安全航行の強化・指導を推進する。

また、東京湾海難防止協会千葉支部が実施している千葉地域連絡会において、安全航行の強化を図る。

2 連携協力体制の強化（発災時を想定した関係機関との協定締結の推進）

海上災害への対応は、海上保安部並びに港湾管理者である千葉県が主体となって実施するものであるが、本市においても、当該機関と連携協力し「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2」による、海上保安庁長官からの防除措置要請があった場合等に備え、必要に応じた体制の整備を図る。

消防局は、消防組織法第39条の規定に基づき他の市町村あるいは防災関係機関との間に消防応援協定を締結し、連携協力体制の強化を図る。

また、財政局財政部並びに経済農政局経済部は、「海上災害発生時における緊急物資の輸送並びに救助活動の協力に関する協定」等の締結を推進し、関係機関との連携協力体制の確立を図るとともに、海上輸送に直結し必要となる陸上輸送について、地震対策として推進している陸上輸送関係機関との連携協力体制を活用した、緊急輸送体制を総合的に整備する。

【消防局】	東京湾消防相互応援協定	平成2年 5月29日締結
	千葉海上保安部と千葉市との業務協定	昭和46年8月18日締結

【経済農政局経済部】 海上輸送協力機関との協定

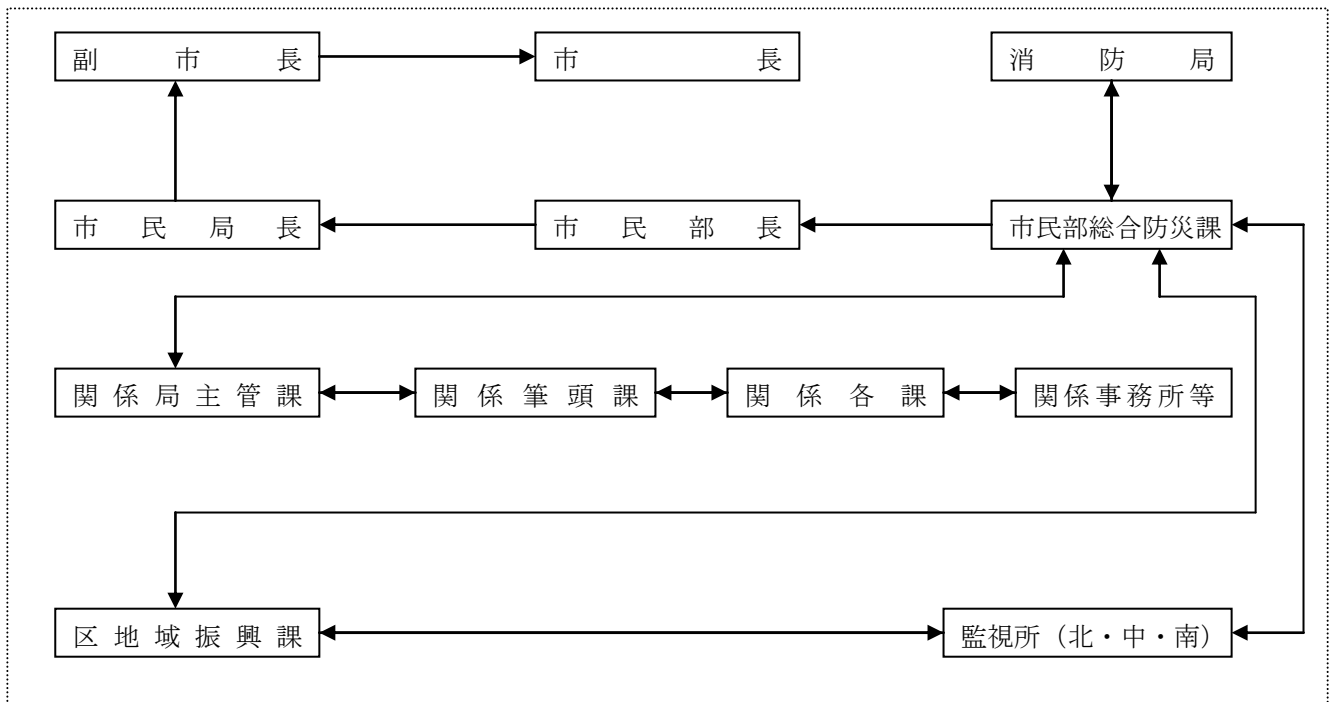
【財政局財政部】 陸上輸送協力機関との協定

3 情報連絡体制の整備

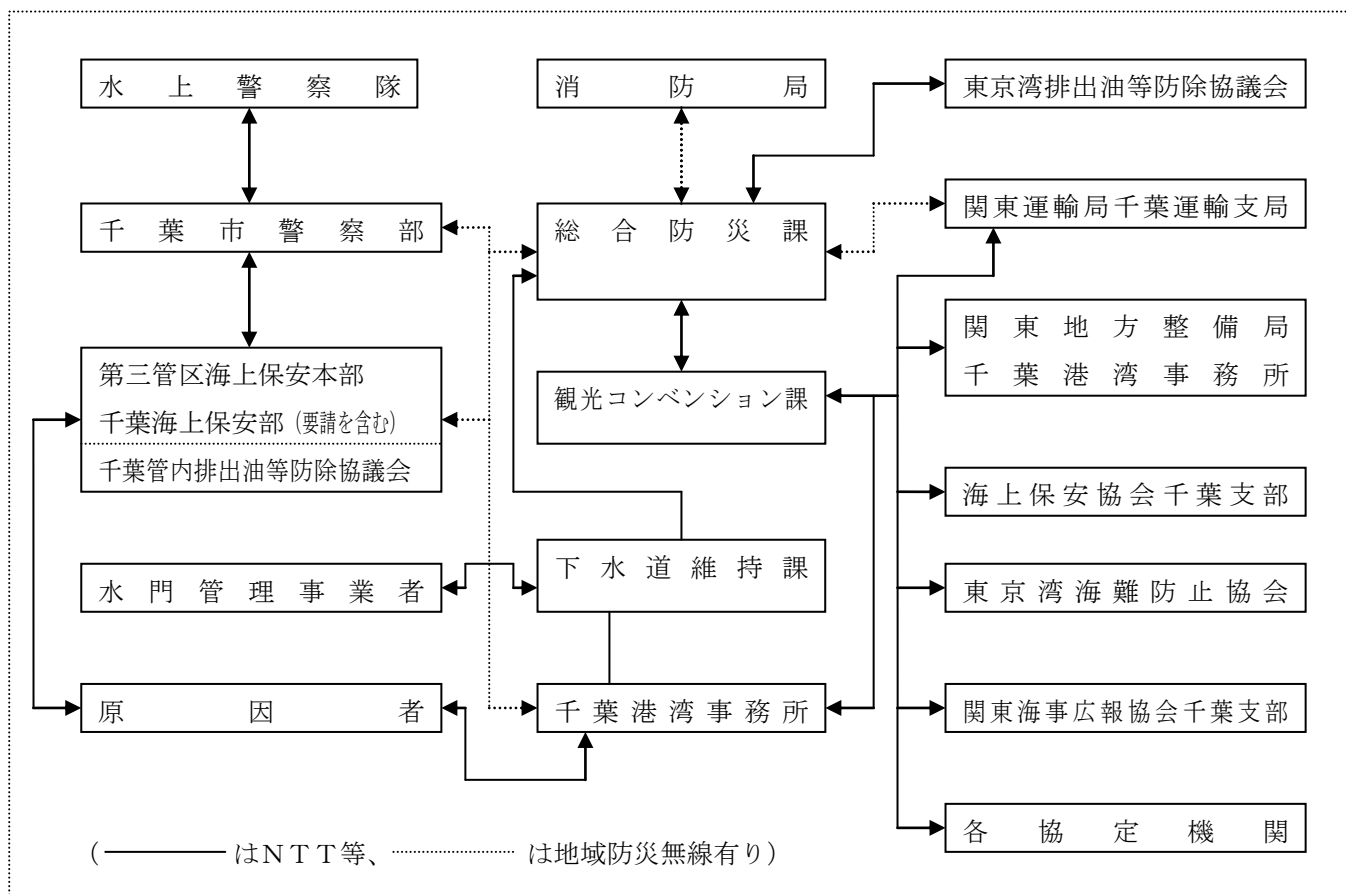
海上災害に係る情報連絡体制は災害応急対策編第3章及び第2章第2節第1「情報連絡体制」に基づくほか、次の（1）庁内連絡体制と原因者を含めた（2）関係機関連絡体制の2系統としたうえで、

情報は市民部総合防災課で一元化し集約するよう整備する。

(1) 市内連絡体制



(2) 関係機関連絡体制



4 消防及び拡散防止体制の整備

消防局は、災害応急対策編第1章及び第2章第6節第1「消防活動」に記載するもののほか、海上災害の特殊性を考慮し次の体制を整備する。

- (1) 港湾区域内における災害対応を実施するため、消防艇の整備を図る。
- (2) 千葉県油防除作業手順マニュアルに基づいたオイルフェンスの展張並びに、消防艇での活動を始め関係機関との連携に基づいた円滑な活動ができるよう訓練を実施するとともに活動体制を整備する。

5 水門監視体制等の整備

本市では次表の水門を管理しているが、海上での危険物等搭載船舶の事故発生による後背地への影響は、甚大なる災害発生の可能性が危惧されている。

よって、下水道局管理部は水門の監視並びに操作等について、次の十分な体制を整備する。

(1) 潮位等情報の収集

各水門において、気象条件による潮位等のデータの把握に努め、災害時における影響を及ぼす区域の拡張予測に成果を発揮できるよう体制を整備する。

(2) 水門の操作等

ア 水門の操作については、油等が内水に流入するおそれのある場合に指示するが平常時には点検、巡視など有事の際にその機能が十分に発揮できるよう万全を期す。

イ 水門については、点検と緊急時の警戒、操作について、職員の動員計画等を作成し、県との連携

を密にした情報伝達が可能となるよう即応体制の整備を図る。

(3) 水門の所在地

	施設名称	所在地
1	草野水門・排水機場	美浜区高浜
2	中央4号水門・排水機場	中央区中央港
3	寒川水門・排水機場	中央区寒川町
4	蘇我水門・排水機場	中央区蘇我町
5	浜野水門・排水機場	中央区塩田町
6	中央1号水門	美浜区幸町
7	中央2号水門	美浜区新港
8	中央3号水門	中央区中央港

6 海面監視体制の整備

中央区並びに美浜区においては、区域の前面が海面であるため、海上での事故発生時には甚大な災害の発生が危惧される。よって、2区に、あらかじめ海面監視に適した監視所を指定するとともに、迅速かつ的確な情報収集のため、担当監視所への情報班派遣等職員配置計画を整備する。

監視所に指定された事業所等は、海上事故の発生を覚知したときは、海上の状況を確認し、速やかに市民部総合防災課並びに区地域振興課に通報する。

7 関係協議会

(1) 関連協議会等への参画

本市は港湾管理者ではないが、市民局市民部並びに経済農政局経済部は、日頃から、次に示す港湾関係協議会等に積極的に参画し、千葉港の海上交通の状況やその他港湾情報の把握に努める。

ア 市民局市民部

東京湾排出油等防除協議会

イ 経済農政局経済部

(ア) 千葉港湾協会

(イ) 海上保安協会千葉支部

(ウ) 関東海事広報協会千葉支部

(エ) 東京湾海難防止協会千葉支部

8 資機材等の整備（運搬車両、救命具、オイルフェンス、吸着マット等）

海上災害に対応する資機材は特殊性があるため、次のとおり整備するものとする。

(1) 資機材の備蓄

市民局市民部は、地震対策並びに風水害等対策に基づく備蓄品の確認にあわせて、各所管における備蓄品の保有状況の確認をし、非常時に備える。

また、消防局は、油流出事故等における千葉県と特定事業所との資機材の相互応援締結並びに関係機関との連携・協定の締結により、確保された各資機材等を分散し保管する。

(2) 運搬車両の確保

財政局財政部は、備蓄資機材のほか応急資機材の陸上輸送のため、市保有車両を確保する。

(3) 使用後の処理

消防局は、使用した資機材等の廃棄等について、あらかじめ関係する機関及び庁内において申し合わせ計画等を策定する。

※市保有車両一覧（資料 3-12）

※油流出事故等対策用資機材の現況（資料 3-16）

第3 応急対策計画

1 初動活動体制

海上災害が発生した場合又は発生するおそれのあることを覚知したときは、各所管は関係機関等からの情報を情報収集（第2-3「情報連絡体制の整備」参照）に努めるとともに、以下の主な項目を基準とした初動体制をとる。

市民局	各情報の集約・伝達並びに災害警戒本部設置の検討
区役所	指定監視所への情報収集班員の派遣並びに本部設置の検討
消防局	消防応急活動の全てにおける点検確認
都市局	資機材の確認並びに公園・海水浴場利用者の状況確認
下水道局	潮位等の情報並びに水門管理状況の確認
財政局	資機材運搬車両の確認
経済農政局	港湾関係機関からの情報収集
環境局	海洋並びに大気汚染等被害予測の検討
指定監視所	海上の状況について市民部総合防災課、区地域振興課へ連絡
その他	関係事務所・施設での状況確認

2 情報の収集・伝達

各部は、本節第2-3「情報連絡体制の整備」に基づく情報連絡体制を活用し、迅速かつ的確な情報収集に努めるが、特に重要な事項を次に掲げる。

(1) 経済農政部経済班（経済農政局経済部）は、千葉海上保安部や千葉県千葉港湾事務所を初めとした港湾関係機関との連絡体制に基づき情報収集活動を行う。

(2) 都市局

ア 「いなげの浜」等多くの市民が利用する施設について、都市部公園緑地班（都市局公園緑地部）は、美浜公園緑地事務所のパトロールを中心として収集した情報を集約するとともに、状況によって、海水・海岸線の汚染状況並びに大気汚染状況については、環境部環境保全班（環境局環境保全部）に調査を依頼する等、的確な状況の把握に努め利用者の安全確保を図る。

イ 海上並びに海岸沿岸部等に異常が発見され、利用者に危険の及ぶことが予測されるときは、公園内の来訪者に退去を促すアナウンスを繰り返し行うとともに、特に海水浴等海の利用者には、海水

浴の禁止措置をとる。

また、園内パトロール中に園内に残っている来園者を発見した場合は、速やかに退去するよう誘導する。

(3) 区本部（区）

ア 区本部（区）は、災害が発生したときは、あらかじめ定められた分担、通信手段、連絡責任者、連絡系統に基づく活動並びに市災害対策本部（警戒本部設置時を含む）に区職員を派遣し、迅速かつ円滑な情報収集・伝達活動を行う。

イ 区本部（区）は、海面監視やパトロール等区情報班からの報告をはじめ、区民からの通報等情報の収集・整理に努め、実態を把握し適時市本部等に報告する。

また、災害の規模・態様により必要があると認められる場合並びに、流出油等危険物の爆発、引火又は気化による毒性等危険物や人体への影響があると市警戒本部長並びに市（区）災害対策本部長が判断した場合は、市民に迅速かつ的確な情報提供を行う。

ウ 災害発生後、直ちに収集すべき情報は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 人的被害（海岸への漂着者等含む）
- ・ 物的被害（海岸への漂着物等）
- ・ 活動状況（関係機関の活動状況含む）
- ・ 動向予測（被害の拡大方向）

3 監視所の設置

区本部（区）は、海上災害の発生を覚知したときは、市民部市民班（市民局市民部）と連携し、あらかじめ指定した監視所に職員を派遣し施設従事者とともに海面の監視業務を行う。

地 区	監 視 所	担当区
千葉北部地区	美浜区・稲毛ヨットハーバー	美浜
千葉中央地区	中央区・千葉ポートタワー	美浜・中央
千葉南部地区	中央区・新浜リサイクルセンター	中央

4 海上保安庁長官からの要請と対応

海上保安庁長官は原因者が講ずべき措置を講ぜず又は、これら原因者のみの措置では海洋の汚染を防止することが困難であると認めた場合は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2」に基づき、その防除措置について市長に対し要請をすることができる。

この要請があったとき、市民部市民班（市民局市民部）は、関係組織並びに関係機関との連携のもとに、早急かつ適切な措置をとるべく調整を図るとともに、警戒本部の設置等について検討する。

5 消防・救助並びに油等拡散防除活動

(1) 海上消火並びに油等拡散防除活動

ア 消防部（消防局）は、千葉海上保安部等との業務協定に基づき、それぞれの関係機関と密に連携し、消防活動を実施する。

なお、ヘリコプターTV電送システム等を活用して、上空から災害状況を把握するとともに、海上部隊に情報提供を実施し、必要に応じて空中消火活動並びに吸着マットを使用して、上空からの拡散防除活動を実施する。

イ 消防部（消防局）は、千葉海上保安部との業務協定及び東京湾消防相互応援協定に基づき、それぞれの関係機関と密接に連携し、消防活動を実施する。

なお、ヘリコプターTV電送システム等を活用して、上空から災害状況を把握するとともに、海上部隊に情報提供を実施し、必要に応じてヘリコプターによる救助活動を行う。

6 千葉海上保安部の活動

海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視艇等によりその捜索救助を行う。また、海上火災、船舶火災が発生したときは、速やかに巡視艇等により消火活動を行うとともに、必要に応じて市に協力を要請する。

海上に大量の油等が流出したときは、巡視艇等により、その状況を把握し、防除作業に必要な事項について指導を行うとともに、必要な場合には、自ら防除を行うほか、関係行政機関に防除措置の要請を行う。

また、必要な場合には、千葉管内排出油等防除協議会の会員に防除活動のための情報提供をするとともに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

さらに、原油、LPG等の危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

7 港湾管理者の活動

県の管理する港湾区域内における海上事故の処理については、原因者が行うことを原則とするが、原因者が不明の場合等早急の措置を必要とした場合、県港湾事務所長は、千葉海上保安部長、県水産課長、県水質保全課長、県港湾課長等と協議し、その処理をする。

処理の決定後、防災給水船（若葉）の出動による処理活動のほか、流出油等の回収等について協定を締結している事業者回収並びに拡散防止等の作業を委託し、処理活動を実施する。

8 緊急物資の輸送活動

(1) 海上輸送

経済農政部経済班（経済農政局経済部）は、関係機関との情報収集に努め、必要な物資品名・量並びに搬送位置等を的確に把握したうえで、協定締結の協力機関等に依頼し、海上での緊急輸送を実施する。

(2) 陸上輸送

財政部財政班（財政局財政部）は、対策本部又は各部からの輸送車両の要請に基づき市保有車両を適正に配車する。

また、市保有輸送手段のみでは対応困難な場合は、協定締結の協力機関に要請し緊急輸送を実施する。

(3) 航空輸送

市民部市民班（市民局市民部）は、ヘリコプターによる緊急輸送が必要と認めたときは、本節第3-5「消防・救助並びに油等拡散防除活動」にあわせた航空輸送活動を実施するよう消防部（消防局）と調整を図る。

9 被災地での健康対策指導活動

保健福祉部健康班（保健福祉局健康部）は、健康対策として油等回収作業従事者等の健康状態を把握するとともに沿岸住民の健康状態の悪化を防止するため医師・保健師等からなる巡回救助班を編成し健康相談を実施する。

10 油等漂着物の回収及び処理活動

油等漂着物については原因者が責任をもって回収及び処理を行うことを基本とし、環境部管理班（環境局環境管理部）は、原因者の求めに応じて漂着物の廃棄処分に関する情報提供を行うとともに、適正な処理が行われるよう指導する。

原因者が特定できないなどやむを得ない場合は、次の全庁体制で回収作業を行う。

（1）活動体制

- ア 市民部市民班（市民局市民部）は、被害状況に応じて、庁内・区並びに関係各機関の協力を得て、漂着物の回収及び処理活動要員の体制を整えるとともに、備蓄資機材を適正に配備する。
- イ 都市部公園緑地班（都市局公園緑地部）は、美浜公園緑地事務所の備蓄分を含め、漂着物の回収に必要な資機材に不足が生じた場合は、活動に要する資機材の調達について速やかに市民部市民班（市民局市民部）と協議する。
- ウ 区本部は、本部との連携を図り活動拠点を開設するとともに、職員の配備体制を整える。
また、区民参加やボランティア等活動要員の役割分担や連絡調整を行い、効果的な活動促進に努める。

（2）回収活動

- ア 施設管理者は、環境部環境管理班（環境局環境管理部）と協議して漂着物の一時保管場所を設置するとともに、関係機関の協力を得て漂着物を回収する。
- イ 施設管理者は、回収した漂着物のうち生活環境の保全及び公衆衛生の観点から、早急に処分しなければならない物については、関係者（機関）と協議のうえ環境部環境管理班（環境局環境管理部）へ引き渡す。
また、一時保管した漂着物で権利者への引き渡しが可能なものについては、速やかに引き渡すこととする。

（3）処理・処分

- ア 環境部環境管理班及び施設班（環境局環境管理部・環境事業部）は、施設管理者から引き渡しを受けた、早急な処分を必要とする漂着物については関係者（機関）と協議のもとに、資源化が可能なものについては極力資源化し、廃棄物となるものについては適正に処分する。
- イ 環境部環境管理班（環境局環境管理部）は、アに記載するほか廃棄物の処分については、必要に応じて廃棄物関連団体や他の自治体に協力を依頼する。

1.1 環境汚染対策活動

海上災害の発生は各方面に多大な被害を与え、市民生活を支える環境面においても大きな影響を及ぼすことが想定されるため、環境部環境保全班（環境局環境保全部）は、事故発生後、速やかに水質並びに大気環境汚染物質や悪臭の実態調査を実施し、環境影響を把握するとともに、必要により、事故発生事業者及び市民への環境情報提供、二次災害の発生防止に努める。

また、汚染物質の除去等について適正な改善がなされたことの状況確認を行う。

第4節 航空機災害対策計画

担 当	市関係組織	市民局、保健福祉局、各区、消防局
	関係機関	東京航空局成田空港事務所、成田国際空港(株)、千葉県警察、航空運送事業者

第1 基本的な考え方

本市の比較的近くには、成田空港や羽田空港があり、市域上空はその航空路の一部となっている。航空機は大量の引火性燃料を搭載しており、地上で墜落、炎上等の事故が発生した場合、広域にわたる多数住民を巻きこんだ被害の発生が予想される。

そこで、被害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため防災関係機関の実施する各種の応急対策計画、さらに平常時における機関相互の連絡協力体制等の整備に関する予防計画について定める。

なお、海上における航空機災害の場合は、第3節「海上災害対策計画」に準ずる。

第2 予防計画

1 情報収集・伝達体制等の整備

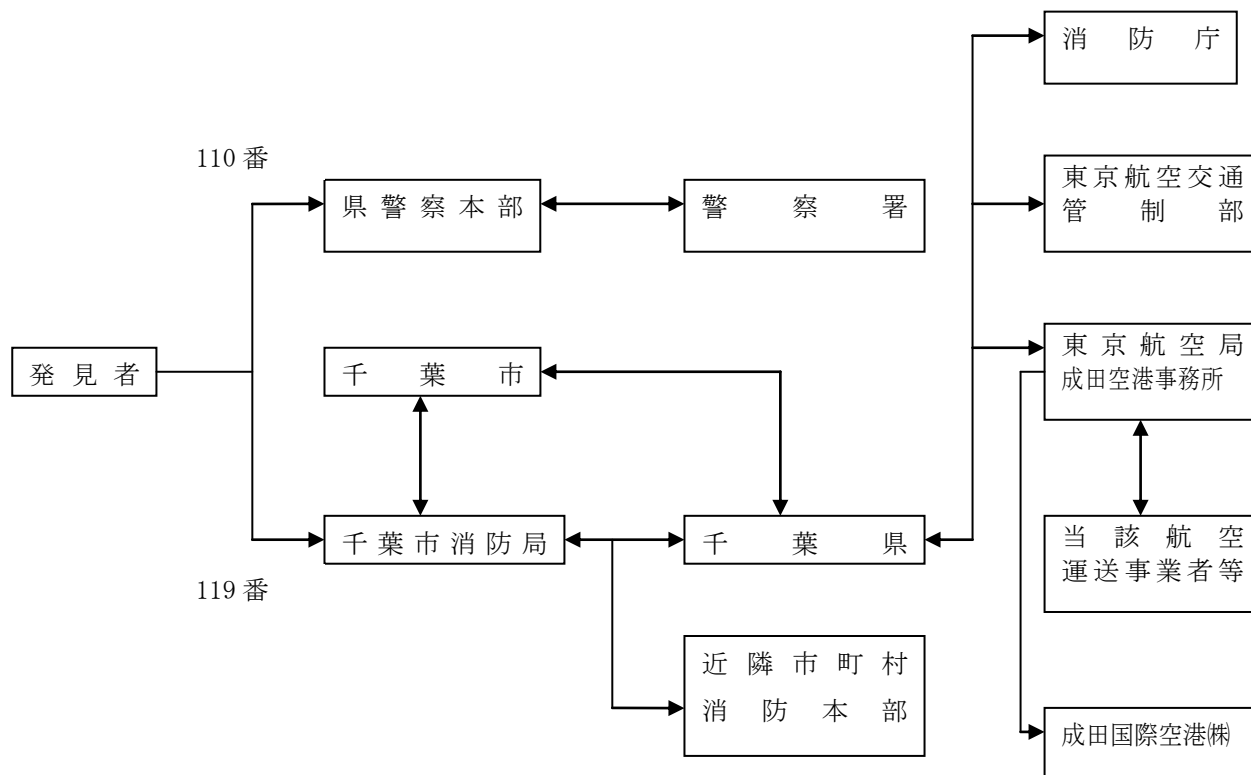
関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・伝達体制を整備するとともに、相互の協力、応援体制の整備に努める。

2 消火、救助、救急に係る資機材等の整備及び備蓄

消防局は、航空機災害の発災時に必要な資機材（特殊資機材）の整備及び備蓄を図る。

第3 応急対策計画

1 情報収集・伝達体制



2 消防活動

- (1) 消防局は、化学消防車両等の消防部隊を重点においた出動体制をとる。
- (2) 二次災害危険の可能性のある場合は消防法に基づく「火災警戒区域」及び「消防警戒区域」を早期に設定し、災害の推移に基づき逐次警戒区域の拡大又は縮小を実施する。
- (3) 化学車両等を有効活用し、早期に火災の沈静化を図る一方、災害の規模等が大きく、本市の消防力だけでは対処できないと思われる場合は、千葉県広域消防相互応援協定及び東京湾消防相互応援協定等に基づく応援要請により、消防隊の確保を図る。

3 救出・救護活動

(1) 活動体制

航空機の墜落、不時着、器物落下など災害態様に応じた救助活動体制の早期確立を図る。

(2) 活動要領

航空機が市街地へ墜落した場合は、広範囲で大規模な災害となることから、被害の拡大防止を図るため効率的な部隊運用に努めるほか、次による。

ア 延焼防止の確認及び救助実態の把握

延焼範囲及び救助実態を確実に把握し、救助活動を効果的かつ迅速・的確に実施する。

イ 救助区域の分担

広範囲或いは数か所に点在している現場を分割して担当することにより、効率的に救助活動を実

施する。

ウ 救助活動及び援護体制の確保

墜落等による機体の炎上に対応するため援護体制を確保し、迅速な救護活動を実施する。

エ 消防団員等の活用

現場周辺の負傷者の救護及び担架隊による救護所への搬送を行う。

オ 関係者の活用

航空機に関するあらゆる情報を提供させ、二次災害の発生を防止する。

4 救急・搬送

- (1) 傷病者の適切な選別（トリアージ）を行い、重傷者を最優先とし、適切な応急処置を行い、適応した医療機関を選定し迅速かつ、安全に搬送する。
- (2) 医療機関及びその他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたるものとする。
- (3) 消防局多数傷病者発生時対応計画に基づき対応する。

5 死体の収容

県地域防災計画大規模事故編の定めるところにより、原則として市が一時保存所、検案場所を設置し死体の収容を行う。

6 防疫

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、災害応急対策編第1章第9節及び第2章第10節「医療救護」と第1章第15節第5及び第2章第16節第5「防疫・保健衛生」に定めるところにより、応急対策を講じることとする。

第5節 鉄軌道災害対策計画

担	市関係組織	市民局、都市局、各区、消防局
当	関係機関	J R 東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)

第1 基本的な考え方

本市内を通る鉄軌道網は、J R 総武本線、京葉線、内房線、外房線、京成電鉄、千葉都市モノレール、京葉臨海鉄道で構成され、これらの鉄軌道は県都さらには首都圏の業務核都市としての本市の通勤、通学、貨物の大量な輸送需要に役立っている。

そこで、鉄軌道において衝突や火災等の事故が発生した場合には、多数の死傷者の発生や都市交通の混乱が予想されるため、鉄軌道事業者及び行政のとるべき予防計画、応急対策計画について定める。

第2 予防計画

1 事業者による予防計画

鉄軌道事業者に対しては、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められている。このため鉄軌道事業者は、車両や踏切施設をはじめとする各種保安施設等に関連する旅客輸送等の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

2 行政による予防対策

本市及び各鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路管理者としての市は、次の対策を推進する。

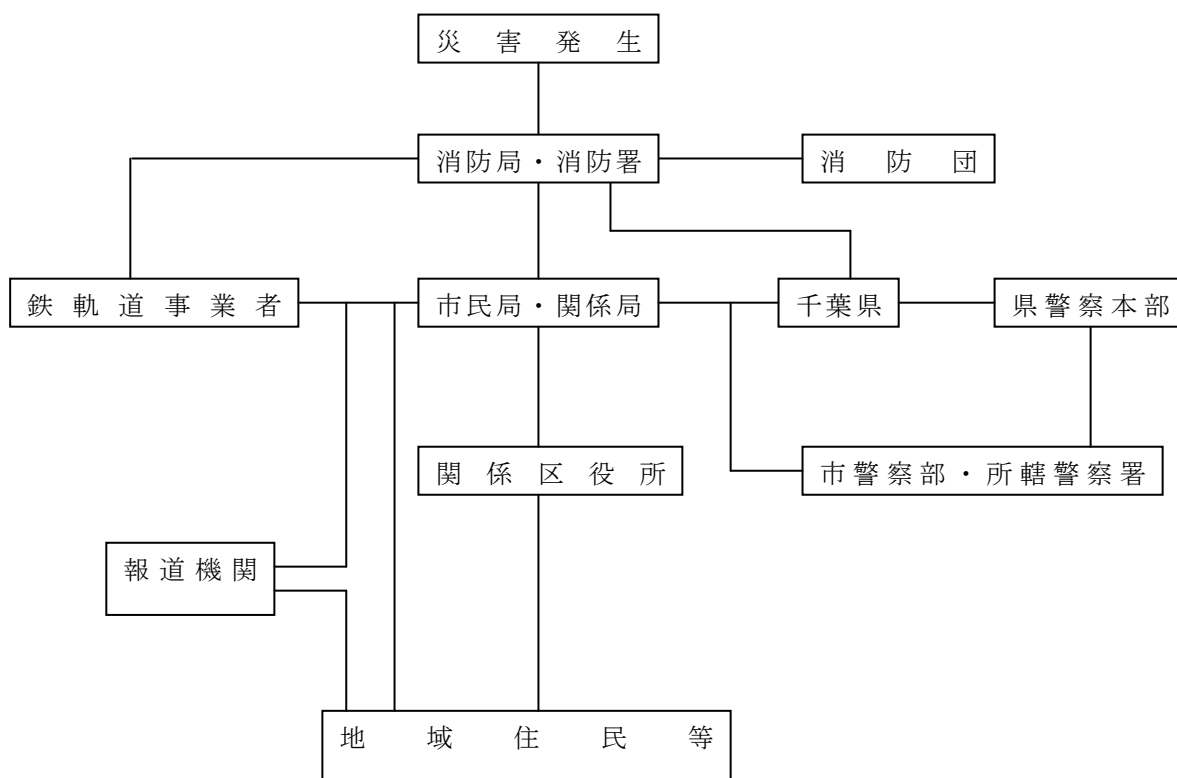
- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良
- (2) 近接道路事業に伴う交通規制、又は踏切の除去等の実施
- (3) 橋りょう点検、震災点検等に伴う橋りょう・トンネル補修等の実施

第3 応急対策計画

1 情報収集・伝達体制等

(1) 情報収集・伝達体制

鉄軌道災害発生時の本市及び防災関係機関等との情報連絡系統は、次のとおりである。



(2) 相互協力・派遣要請計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災しない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

イ 本市及び県は、被災の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

ウ 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

2 消防活動

(1) 鉄軌道事業者による初期消火活動

鉄軌道事業者は事故災害の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施機関に要請する。

(2) 消防局による消火活動

災害出動計画表に基づき、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

3 救急・救助活動

(1) 事業者による救急・救助活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助と救援活動を行うとともに、必要に応じて当該活動を実施機関に要請する。

(2) 消防局による救助・救急活動

ア 人命検索・救助

(ア) 活動体制

鉄軌道機関の種別、発生場所及び災害態様に応じた活動体制を確保する。

(イ) 活動要領

災害態様により、資機材、活動車両を選定し、効果的な救助活動を行うほか次による。

a 特殊車両の活用

高架線上あるいは高架上駅舎での災害は、特殊車両を活用することにより、救助活動を迅速・安全に実施する。

b 消防団員等の活用

現場周辺の負傷者等の救護及び担架隊による救護所への搬送を行う。

c 関係者の活用

鉄道に関するあらゆる情報を提供させ、二次災害の発生を防止する。

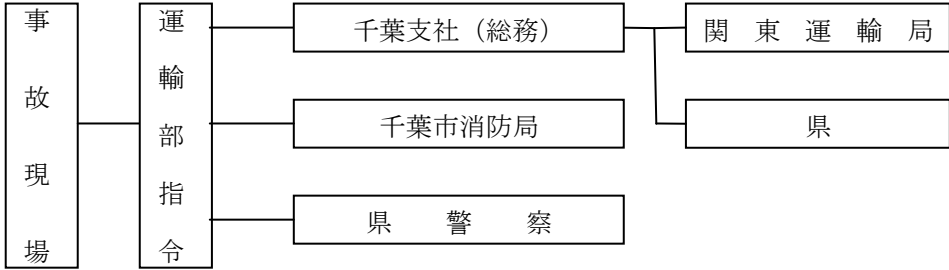
イ 救急、搬送

(ア) 傷病者の適切な選別（トリアージ）を行い、重傷者を最優先とし、適切な応急処置を行い、適応した医療機関を選定し迅速かつ、安全に搬送する。

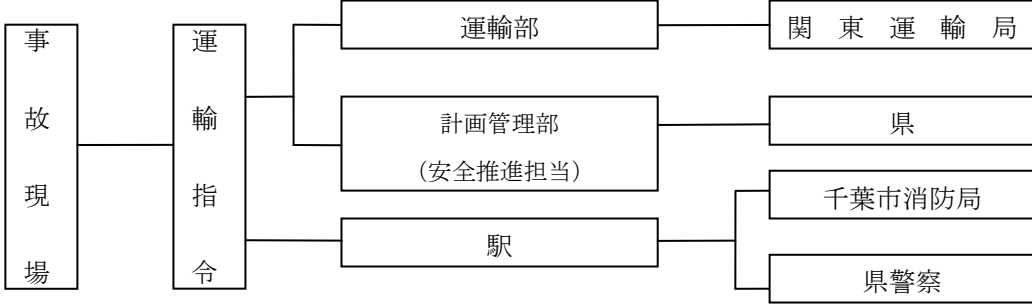
(イ) 医療機関及びその他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたる。

(ウ) 消防局多数傷病者発生時対応計画に基づき対応する。

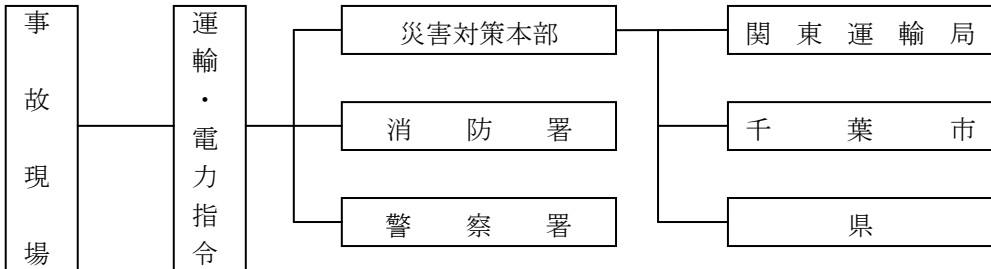
4 事業者の応急・復旧対策

事業者	概 要
東日本旅客 鉄道(株)千葉 支社	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等適切な措置をとる。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救護</p> <p>千葉鉄道検診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規定」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社(総務)] B --- D[千葉市消防局] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

- | | | |
|---|-------------|-------------------------|
| ア | 防災担当課 | 運輸部指令 |
| イ | 防災無線電話 [県] | 6 4 0 |
| ウ | 防災無線 F A X | 6 4 0 |
| エ | N T T 電話 | 0 4 3 - 2 2 5 - 9 8 7 5 |
| オ | N T T F A X | 0 4 3 - 2 2 5 - 4 8 8 6 |
| カ | 地域防災無線 | 9 5 1 |

京成電鉄株	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地对策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。</p> <p>(1) 被害状況等の調査報告</p> <p>ア 利用者の被害状況の把握</p> <p>イ 施設・設備等の被害及び復旧状況</p> <p>ウ その他災害に関する情報</p> <p>(2) 救護活動</p> <p>事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。</p> <p>(3) 広報活動の実施</p> <p>列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。</p> <p>(4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[運輸部] B --- D["計画管理部 (安全推進担当)"] B --- E[駅] C --- F[関東運輸局] D --- G[県] E --- H[千葉市消防局] E --- I[県警察] </pre> <p>(5) 大規模事故発生時の動員体制</p> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常招集を指示する。</p>
-------	--

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ア 防災担当課 | 運輸指令室 |
| イ 防災無線電話 (県) | 6 4 1 - 7 2 1 |
| ウ 防災無線 F A X | 6 4 1 - 7 2 2 |
| エ N T T 電話 | 0 3 - 3 6 0 7 - 1 1 4 3 |
| オ N T T F A X | 0 3 - 3 6 0 7 - 1 1 9 8 |
| カ 地域防災無線 | 9 6 1 |

<p>千葉都市 モノレール 株</p>	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係社員は状況を的確に判断して以下の応急処置等の対策を講じることで、乗客等の安全確保、早期復旧に努める。</p> <p>(1) 乗客の安全誘導</p> <p>当社は車両が懸垂式であるため、空中の駅間で車両が停止した場合に短時間で停止車両から乗客を解放すべく努める。</p> <p>①自力走行（故障車両）での最寄り駅への避難</p> <p>②救援列車を使用した救助</p> <p>ア 救援列車による牽引、救助</p> <p>イ 縦取り装置による救助</p> <p>ウ 横取り装置による救助</p> <p>③ 下取り装置による救助</p> <p>(2) 社員による軌道桁点検（地震の場合は全線）</p> <p>(3) 災害対策本部の設置</p> <p>千葉県・千葉市等、関係機関及び災害現場との的確な情報交換、情報分析を行い、利用者等の安全確保、運行の早期復旧に向けた対応策を策定し実施に移すべく災害対策本部を設置する。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸・電力指令] B --- C[災害対策本部] B --- D[消防署] B --- E[警察署] C --- F[関東運輸局] C --- G[千葉市] C --- H[県] </pre>
-----------------------------	--

- | | |
|----------|--------------|
| ア 防災担当課 | 運転課 |
| イ NTT電話 | 043-287-8210 |
| ウ NTTFAX | 043-252-7244 |
| エ 地域防災無線 | 963 |

京葉臨海 鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故応急復旧処理手続」に定めるところにより、事故災害の概要について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講じるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道輸送グループ（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規定」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p> <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運千 指貨 令物 長 駅] B --- C[鉄道部 (運輸グループ)] B --- D[関係部署] C --- E[県] C --- F[関東運輸局] D --- G[所轄消防署 (出張所含む)] D --- H[県警察] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>
---------------	--

- ア 防災担当課 運輸グループ
- イ NTT電話 043-265-2530

第6節 道路災害対策計画

担 当	市関係組織	市民局、建設局、各区、消防局
	関係機関	東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県警察、 関東運輸局千葉運輸支局、千葉県トラック協会、千葉県バス協会、 千葉県道路公社、千葉県国道事務所

第1 基本的な考え方

トンネルの崩落、橋りょうの落下、斜面及び壁の崩落、落石等による道路構造物の被災及び危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出などの多数の負傷者が生ずる可能性のある道路災害について被害の軽減と拡大の防止を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

第2 予防計画

1 危険箇所の把握・補修

道路管理者は道路及び道路構造物に起因する災害を未然に防止するため、平常時においてパトロール等を実施するものとする。

- (1) 災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、修繕を行う。
- (2) 道路及び道路構造物の異常を早期に覚知するため、平常時においても点検を行う。
- (3) 道路パトロールを定期的の実施し、異常気象時には緊急パトロールを実施する。
- (4) 急傾斜地については、事前に地域住民へ周知を促す。
- (5) 地中占有者においては点検等同様のパトロールを実施するものとする。

[点検項目]

- ア 老朽施設
- イ 耐震対策を要する施設
- ウ 異常気象時における路肩の決壊箇所
- エ トンネルの崩落
- オ 橋りょうの落下
- カ 道路及び道路構造物等の崩壊
- キ 斜面及び擁壁の崩落

なお、緊急輸送ルート等の重要幹線道路等については、災害時支障が予想される占用物（電柱等）の地中化等を積極的に推進し、二次災害防止に努めるものとし、パトロールにより発見された危険箇所は、順次補修を実施するとともに、当該箇所が道路区域外等により補修できない箇所については、現場状況等を把握し応急措置を施すとともに所有者等に通報する。また、異常気象時には、緊急パトロールを実施し災害を未然に防止する措置を行う。

2 資機材の整備

道路管理者は、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保存するとともに、施工業者等の災害復旧資機材の保存状況等を掌握しておく。

(1) 資機材の確保

防災用資機材を整備・確保し、復旧・消火活動等に備える。

(2) 車両の確保

緊急時に出動できる車両を整備・確保しておく。

3 危険物の流出対策

輸送事業者及び関係機関は、「千葉県地域防災計画」により危険物等運搬車両の事故の予防対策を実施する。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」の設置により、事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を策定し、迅速な現場処理の推進を図ることとされている。

(1) 輸送事業者における書面等の携帯

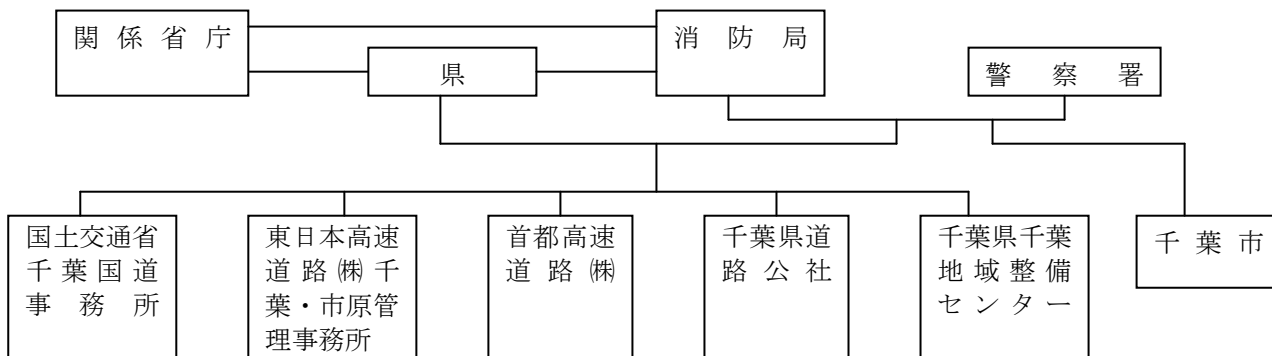
輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるため、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3 応急対策計画

1 情報の収集・伝達

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防局及び国土交通省へ通報するとともに、被害軽減と拡大の防止を図るため、広域的応急対策を実施する県へ報告する。

また、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるため、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。



2 応急活動

道路管理者は、二次災害発生防止を図るため、次の応急活動を実施する。

- (1) 崩落土砂等障害物の撤去
- (2) 二次災害防止と、救出救助活動の支援のため県警察へ交通規制の実施を要請する。
- (3) 早急な交通開放を目指し、仮設道路等の応急措置を行う。
- (4) 復旧に際しては、被害原因を究明し、再発防止を策定し、他の道路の点検を実施するとともに、今後の点検項目を追加する。
- (5) 災害救助法の適用要請の判断のため、逐次対策本部等へ状況を報告する。
- (6) 占用物件に起因する災害については、その企業者が主体となり道路管理者がそれを補佐する。
- (7) 流出危険物等の拡散防止及び除去については、輸送事業者と連携して防除活動を実施する。

3 消防活動

事故災害種別対策第1節第3-2「消防活動」に準ずる。

4 救急・救護活動

- (1) 傷病者の適切な選別（トリアージ）を行い、重傷者最優先とし、適切な応急処置を行い、適応した医療機関を選定し迅速かつ、安全に搬送する。
- (2) 医療機関及びその他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたる。
- (3) 消防局多数傷病者発生時対応計画に基づき対応する。